

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人トマトの会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年11月12日・13日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法人運営について、定款変更の手続きを行っていない等の不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定款第1条に現在実施していない社会福祉事業が規定されていた（老人居宅介護等事業の経営、移動支援事業（市町村の実施する地域生活支援事業の受託経営）、相談支援事業、障害児相談支援事業）。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第39条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続きを行うこと。</p> <p>（法第31条第1項、定款第1条及び第39条）</p>	<p>定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第39条の規定に基づき、定款変更の手続きを行う。</p>
2	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>（法第45条の11、規則第2条の15）</p>	<p>評議員会議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載する。</p>
3	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p>	<p>前任の監事より同意書にて過半数の同意を得て、同意の事実を残した。</p> <p>今後も理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、同意書にて監事の同意の事実を残す。</p>

	(法第 43 条第 3 項により準用される 一般法人法第 72 条第 1 項)	
4	<p>理事長の変更（重任）登記が遅延していた（変更日：令和元年 6 月 25 日、登記日：令和元年 7 月 10 日）。</p> <p>については、組合等登記令（昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、変更から 2 週間以内に登記を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 （組合等登記令第 3 条第 1 項、法第 29 条）</p>	<p>評議員会議事録署名人との意思の疎通ができていなかったため、県外ということもあり、議事録の郵送の遅れにより期限内に理事長の変更（重任）登記をすることができなかった。</p> <p>次回変更登記の際には遅延しないよう登記を行う。</p>
5	<p>月次試算表について、統括会計責任者への提出日が確認できなかった。</p> <p>については、経理規程第 31 条の規定に基づき、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し翌月 20 日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月 25 日までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、理事長及び統括会計責任者が提出を受けた際には、押印欄余白に日付を記載しておくなどして、提出日が分かるようにしておくことが望ましい。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 （経理規程第 31 条）</p>	<p>令和元年 11 月分から会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し翌月 20 日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者が提出を受けた際には、押印欄余白に日付を記載している。</p>
6	<p>受託業務に関する収益が雑収益として事業活動計算書のサービス活動外増減による収益に計上されていたが、これに関して支払われた費用は、事業費の業務委託費としてサービス活動増減による費用に計上されていた。</p> <p>については、収益と費用との計上区分の整合性を図ること。 （留意事項 勘定科目説明（別添 3））</p>	<p>令和元年度分から収益と費用との計上区分の整合性を図るようにしている。</p>
7	<p>1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていなかった。</p> <p>については、ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うこと。 （運用上の取扱い 8、経理規程第 47 条）</p>	<p>令和 2 年 3 月に修正仕訳を計上し、1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超えるファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。</p>